○内閣府告示第十九号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第二条第一号イ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号ハ中「三百円」を「三百十円」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、同条第二号イ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号ロ中「二百四十万千円」を「二百五十三万円」に改め、「（以下「福祉仮設住宅」という。）」を削り、同号ホ中「に収容する」を「を供与する」に改める。

第三条第一号イ中「に収容された」を「に避難している」に改め、同号ハ中「千十円」を「千四十円」に改め、同号ニ中「三日分」の下に「以内」を加え、同条第二号ロ中「機材」を「資材」に改める。

第四条第三号イの表中

一万七千二百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千二百円
二万八千五百円	三万六千九百円	五万千四百円	六万二百円

を

一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百円	四万
二万九千四百円	三万八千百円	五万三千百円	六万

に改め、同号ロの表中

四百円	五万千二百円	七千五百円	五千六百円	七千六
二千百円	七万八千百円	一万七百円	九千百円	一万二

を

百円	一万千四百円	一万三千八百円	一万七千四百円	二千四百円
千円	一万六千八百円	一万九千九百円	二万五千三百円	三千三百円

を

七千八百円	一万千七百円	一万四千二百円	一万八千円	二千五百円
一万二千三百円	一万七千四百円	二万六百円	二万六千百円	三千四百円

に改める。

第五条第二号ハ中「衛生材料」の下に「等」を加える。

第七条第二号中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改める。

第九条第一号中「修学」を「就学」に改める。

第十条第三号中「二十万千円」を「二十万六千円」に、「十六万八百円」を「十六万四千八百円」に改める。

第十一条第二号ニ中「三千三百円」を「三千四百円」に、「五千円」を「五千二百円」に改める。

第十二条柱書中「救助」を削る。

○内閣府告示第二十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第二条第一号ハ中「三百円」を「三百十円」に改め、同号ニ中「二百四十万千円」を「二百五十三万円」に、「三百円」を「三百十円」に改め、同条第二号ロ中「二百四十万千円」を「二百五十三万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千十円」を「千四十円」に改める。

第四条第三号の表中

一万七千二百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千二百円	四万
二万八千五百円	三万六千九百円	五万千四百円	六万二百円	七万

を

一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百円	四万四百	
二万九千四百円	三万八千百円	五万三千百円	六万二千	

に改める。

九千七百円	七千三百円	五万千二百円	七千五百円
五千七百円	一万四百円	七万八千百円	一万七百円

を

一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百円	四万四百
二万九千四百円	三万八千百円	五万三千百円	六万二千

に改める。

第七条第三号中「二十万千円」を「二十万六千円」に、「十六万八百円」を「十六万四千八百円」に改める。

第九条第二号中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改める。

第十一条第二号ニ中「三千三百円」を「三千四百円」に、「五千円」を「五千二百円」に改める。

○内閣府告示第二十一号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

南海トラフ地震防災対策推進地域

都府県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域